

第1種・第2種公認陸上競技場の 基本仕様

この基本仕様は、世界陸連の示す TRACK AND FIELD FACILITIES MANUALの内容を準用し、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程のほか関連する規則の規程による。

新設第1種公認陸上競技場（陸上競技専用）

- 1 トラックは8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。
- 2 障害物競走の水濠は、レーンの内側または外側に設置する。水濠の部分の走路の厚さは25mm以上とする。
- 3 トラック内のマーキングは、必要最小限とする。

跳躍場

- 4 第1曲走路側の半円部分をAゾーン、第2曲走路側の半円部分をBゾーンと称し、トラックの半径の2つの中心点を結んだ線の延長上の全天候舗装部分の長さは、原則としていずれかを25m以上とし、助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 5 走幅跳、三段跳の助走路ならびに砂場は、メインスタンド側またはバックスタンド側（インフィールドでもよい）に6カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 6 棒高跳の助走路ならびにボックスはAゾーン、Bゾーンのいずれかに2カ所または4カ所、アウトフィールドのバックスタンド側に2カ所または4カ所の合計6カ所以上を設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

投てき場

- 7 投てき用芝生は、多目的競技場の仕様を意図して延長最大106m×73mとする。

ただし、以下に定める条件に適合する競技場のみ、延長最大107m×73mまで認める。延長を認める競技場の数は全国47カ所以内とし、検定時に以下の条件を満たさないことが判明したときは、公認の資格を取り消す。

【条件】

- ① 多目的使用として認める第1種公認陸上競技場。
② 全投てき種目における決勝の実施が可能であること。
- 8 砲丸投は、芝生に投てきするサークルを2カ所以上設置する。その他AゾーンまたはBゾーンのいずれかに、扇形の投てきエリアをつくることができる。
- 9 ハンマー投、円盤投のサークルは兼用型でもよいが、2カ所設置する。砲丸投のサークルと兼ねてはならない。
- 10 ハンマー投の囲いのパネルの高さは9m、7mとする。円盤投の囲いは従来通りであるが、ハンマー投の囲いで兼ねることができる。
- 11 やり投の助走路の末端は、やりが構造物と接触しないようにする。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切部分の厚さは18mm以上とする。半円より外側の助走路の厚さは13mmでもよい。

構造物

- 12 レーンの外側からスタンドまでは極力近づける。ただし、スタンドから競技全体が見わたせ、死角が生じないように配慮する。
- 13 メインスタンド側のダッグアウトの幅は2m程度が望ましく、また床のレベルはグラウンドレベルとする。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。
- 14 ダッグアウトの天井の高さは最低2m300以上が望ましい。
- 15 メインスタンドの中央廊下の幅は3m以上が望ましい。
- 16 高齢者、身障者に配慮し、車椅子席を設置する。またその動線を確保する。
- 17 用器具庫は2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上でマット等が完全に収容できるものとする。用器具庫の出入口の高さ、間

口はマット等の出し入れに支障のないようにする。床はグラウンドレベルにする。

- 18 夜間照明設備を必要とし、1m²220の高さで平均照度が1000Lx程度とする。また、フィニッシュラインは1500Lx以上を確保する。
- 19 電光掲示盤を設置することが望ましい。日本選手権大会、国民体育大会、その他国際競技会等の全国大会規模（以下、大規模競技会）の会場では、仮設でもよい。常設にあたっては本連盟と事前に協議されたい。
- 20 スタンドの上層部には放送室、指令室、電光掲示盤操作室等を設け、同一レベルに隣り合わせて写真判定室ならびに装置を設置する。また、下層部には、情報処理室、コピー室、医務室、ドーピング検査室、ウエイト・トレーニング室等を競技会運営上、最も使用しやすい場所に設ける。
- 21 大規模競技会では、記者席はフィニッシュライン上方の観覧席に設置し、電話、モニター等の設置が可能な施設とする。
- 22 大規模競技会では、監視カメラ（12カ所）を必要とする。
- 23 観客の収容数は15,000人以上（芝生を含む）とする。少なくともメインスタンドは、7,000人程度で屋根付きとする。
- 24 メインスタンドまたはバックスタンド側に雨天走路を必要とする。
- 25 役員、補助員等の休憩の場を確保する。

その他の施設

- 26 補助競技場は、第3種公認陸上競技場とする。1周の距離が400mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上とし、直走路は8レーンとする。また、舗装材は主競技場と同等とし、表面仕上げおよび硬度は同一とする。立地条件等やむを得ない事情により、平成23年4月1日現在、補助競技場の1周の距離が300mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上であり、直走路が8レーンの第4種公認陸上競技場である場合に限りこれを認める。
- 27 大規模競技会では、投てき練習場は主競技場の至近に設置する。
- 28 主競技場と補助競技場との動線を簡単かつ明快な関係にあるようにしなければならない。また、陸上競技場の設置にあたって

は主競技場と補助競技場の相対関係（動線）を十分考慮し、特に招集所とその付近の仮設トイレ等を含めた施設づくりをする。

その他

- 29 陸上競技場の設置についての計画、公認陸上競技場としての認定に必要とされる申請は、その所在地の加盟団体を経て、加盟団体会長名で提出しなければならない。
- 30 走路および助走路の全天候舗装の厚さが規定に合致しているかを、本連盟検定員が確認する。
- 31 派遣費用は、申請者が負担する。旅費は、本連盟の定める旅費規程に準ずる。

新設第1種公認陸上競技場（多目的）

- 1 トラックは8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。トラックは直走路82m～84m500を推奨する。
- 2 障害物競走の水濠は、レーンの内側または外側に設置する。水濠の部分の走路の厚さは25mm以上とする。
- 3 トラック内のマーキングは、必要最小限とする。

跳躍場

- 4 第1曲走路側の半円部分をAゾーン、第2曲走路側の半円部分をBゾーンと称し、トラックの半径の2つの中心点を結んだ線の延長上の全天候舗装部分の長さは、原則としていずれかを25m以上とし、助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 5 走幅跳、三段跳の助走路ならびに砂場は、メインスタンド側またはバックスタンド側（インフィールドでもよい）に6カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 6 棒高跳の助走路ならびにボックスはAゾーン、Bゾーンのいずれかに2カ所または4カ所、アウトフィールドのバックスタンド側に2カ所または4カ所の合計6カ所以上を設置する。助走路の厚

さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

投てき場

7 投てき用芝生は、投てき距離が十分であるようスペースを確保する。多目的競技場の仕様を意図するときは、延長最大106m×73mとする。ただし、以下に定める条件に適合する競技場のみ、延長最大107m×73mまで認める。延長を認める競技場の数は全国47カ所以内とし、検定時に以下の条件を満たさないことが判明したときは、公認の資格を取り消す。

【条件】

- ① 多目的仕様として認める第1種公認陸上競技場。
 - ② 全投てき種目における決勝の実施が可能であること。
- 8 砲丸投は、芝生に投てきするサークルを2カ所以上設置する。その他AゾーンまたはBゾーンのいずれかに扇形の投てきエリアをつくることができる。
- 9 ハンマー投、円盤投のサークルは兼用型でもよいが、2カ所設置する。砲丸投のサークルと兼ねてはならない。
- 10 ハンマー投の囲いのパネルの高さは9m、7mとする。円盤投の囲いは従来通りであるが、ハンマー投の囲いで兼ねることができる。
- 11 やり投の助走路の末端は、やりが構造物と接触しないようにする。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。半円より外側の助走路の厚さは13mmでもよい。

構造物

- 12 レーンの外側からスタンドまでは極力近づける。ただし、スタンドから競技全体が見わたせ、死角が生じないよう配慮する。
- 13 メインスタンド側のダッグアウトの幅は2m程度が望ましく、また床のレベルはグラウンドレベルとする。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。
- 14 ダッグアウトの天井の高さは最低2m300以上が望ましい。
- 15 メインスタンドの中央廊下の幅は3m以上が望ましい。
- 16 高齢者、身障者に配慮し、車椅子席を設置する。またその動線

を確保する。

- 17 陸上競技に必要とする用器具庫は2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上でマット等が完全に収容できるものとする（多目的としての用器具庫は別途考慮する必要がある）。用器具庫の出入口の高さ、間口はマット等の出し入れに支障のないようにする。床はグラウンドレベルにする。
- 18 夜間照明設備を必要とし、1m220の高さで平均照度が1000Lx程度とする。また、フィニッシュラインは1500Lx以上を確保する。
- 19 電光掲示盤を設置することが望ましい。日本選手権大会、国民体育大会、その他国際競技会等の全国大会規模（以下、大規模競技会）の会場では、仮設でもよい。常設にあたっては本連盟と事前に協議されたい。
- 20 スタンドの上層部には放送室、指令室、電光掲示盤操作室等を設け、同一レベルに隣り合わせて写真判定室ならびに装置を設置する。また、下層部には、情報処理室、コピー室、医務室、ドーピング検査室、ウエイト・トレーニング室等を競技運営上、最も使用しやすい場所に設ける。
- 21 多目的競技場としての記者席、観覧席、ドーピング検査室等が定められるが、大規模競技会の運営上からは、記者席はフィニッシュライン上方に仮設でもよいが設置し、電話、モニター等の設置が可能な施設とする。
- 22 大規模競技会では、監視カメラ（12カ所）を必要とする。
- 23 観客の収容数は15,000人以上（芝生を含む）とする。少なくともメインスタンドは、7,000人程度で屋根付きとする。多目的競技場として必要な収容数は別に定めればよい。
- 24 メインスタンドまたはバックスタンド側に雨天走路を必要とする。
- 25 役員、補助員等の休憩の場を確保する。

その他の施設

- 26 補助競技場は、第3種公認陸上競技場とする。1周の距離が400mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上とし、直走路は8レーンとする。また、舗装材は主競技場と同等とし、表面仕上げ

および硬度は同一とする。立地条件等やむを得ない事情により、平成23年4月1日現在、補助競技場の1周の距離が300mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上であり、直走路が8レーンの第4種公認陸上競技場である場合に限りこれを認める。

- 27 大規模競技会では、投てき練習場は主競技場の至近に設置する。
- 28 主競技場と補助競技場との動線を簡単かつ明快な関係にあるようにしなければならない。また、陸上競技場の設置にあたっては主競技場と補助競技場の相対関係（動線）を十分考慮し、特に招集所とその付近の仮設トイレ等を含めた施設づくりをする。

その他

- 29 陸上競技場の設置についての計画、公認陸上競技場としての認定に必要とされる申請は、その所在地の加盟団体を経て、加盟団体会長名で提出しなければならない。
- 30 走路および助走路の全天候舗装の厚さが規定に合致しているかを、本連盟検定員が確認する。
- 31 派遣費用は、申請者が負担する。旅費は、本連盟の定める旅費規程に準ずる。

既設第1種公認陸上競技場

競走路

- 1トラックは8レーンまたは9レーンとする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。
- 2 障害物競走の水濠は、レーンの内側または外側に設置する。水濠の部分の走路の厚さは25mm以上とする。
- 3トラック内のマーキングは、必要最小限とする。

跳躍場

- 4 第1曲走路側の半円部分をAゾーン、第2曲走路側の半円部分をBゾーンと称し、トラックの半径の2つの中心点を結んだ線の延長上の全天候舗装部分は、原則として長さはいずれかを25m以上とし、助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

- 5 走幅跳、三段跳の助走路ならびに砂場は、メインスタンド側またはバックスタンド側（インフィールドでもよい）に6カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 6 棒高跳の助走路ならびにボックスはAゾーン、Bゾーンのいずれかに2カ所または4カ所、アウトフィールドのバックスタンド側に2カ所または4カ所の合計6カ所以上を設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

投てき場

- 7 投てき用芝生は、投てき距離が十分であるようスペースを確保する。多目的競技場の仕様を意図するときは、延長最大106m×73mとする。ただし、以下に定める条件に適合する競技場のみ、延長最大107m×73mまで認める。延長を認める競技場の数は全国47カ所以内とし、検定時に以下の条件を満たさないことが判明したときは、公認の資格を取り消す。

【条件】

- ① 多目的仕様として認める第1種公認陸上競技場。
- ② 全投てき種目における決勝の実施が可能であること。
- 8 砲丸投は、芝生に投てきするサークルを2カ所以上設置する。その他AゾーンまたはBゾーンのいずれかに扇形の投てきエリアをつくることができる。
- 9 ハンマー投、円盤投のサークルは兼用型でもよいが、2カ所設置する。砲丸投のサークルと兼ねてはならない。
- 10 ハンマー投の囲いのパネルの高さは9m、7mとする。円盤投の囲いは従来通りであるが、ハンマー投の囲いで兼ねることができる。
- 11 やり投の助走路の末端は、やりが構造物と接触しないようにする。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。半円より外側の助走路の厚さは13mmでもよい。

構造物

- 12 レーンの外側からスタンドまでは極力近づける。ただし、スタ

- ンドから競技全体が見わたせ、死角が生じないよう配慮する。
- 13 メインスタンド側のダッグアウトの幅は2m程度が望ましく、また床のレベルはグラウンドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。
 - 14 ダッグアウトの天井の高さは最低2m300以上が望ましい。
 - 15 メインスタンドの中央廊下の幅は3m以上が望ましい。
 - 16 高齢者、身障者に配慮し、車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。
 - 17 用器具庫は2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上でマット等が完全に収容できるものとする（多目的としての用器具庫は別途考慮する必要がある）。用器具庫の出入口の高さ、間口は、マット等の出し入れに支障のないようにする。床はグラウンドレベルにする。
 - 18 夜間照明設備を必要とし、1m220の高さで平均照度が1000Lx程度とする。また、フィニッシュラインは1500Lx以上を確保する。
 - 19 電光掲示盤を設置することが望ましい。日本選手権大会、国民体育大会、その他国際競技会等の全国大会規模（以下、大規模競技会）の会場では、仮設でもよい。常設にあたっては本連盟と事前に協議されたい。
 - 20 スタンドの上層部には放送室、指令室、電光掲示盤操作室等を設け、同一レベルに隣り合わせて写真判定室ならびに装置を設置する。また、下層部には、情報処理室、コピー室、医務室、ドーピング検査室、ウエイト・トレーニング室等を競技会運営上、最も使用しやすい場所に設ける。
 - 21 記者席は仮設でもよいが、フィニッシュライン上方の観覧席に設置し、電話、モニター等の設置が可能な施設とする。
 - 22 大規模競技会では、監視カメラ（12カ所）を必要とする。
 - 23 観客の収容数は15,000人以上（芝生を含む）とする。少なくともメインスタンドは、7,000人程度で屋根付きとする。多目的競技場として必要な収容数は、別に定めればよい。
 - 24 メインスタンドまたはバックスタンド側に雨天走路を必要とする。

25 役員、補助員等の休憩の場所を確保する。

その他の施設

26 補助競技場は、第3種公認陸上競技場とする。1周の距離が400mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上とし、直走路は8レーンとする。また、舗装材は主競技場と同等とし、表面仕上げおよび硬度は同一とする。立地条件等やむを得ない事情により、平成23年4月1日現在、補助競技場の1周の距離が300mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上であり、直走路が8レーンの第4種公認陸上競技場である場合に限りこれを認める。

27 大規模競技会では、投てき練習場は主競技場の至近に設置する。

28 主競技場と補助競技場との動線を簡単かつ明快な関係にあるようにしなければならない。また、陸上競技場の設置にあたっては主競技場と補助競技場の相対関係（動線）を十分考慮し、特に招集所とその付近の仮設トイレ等を含めた施設づくりをする。

その他

29 陸上競技場の改修・改造についての計画、公認陸上競技場としての認定および改修などに必要とされる申請は、その所在地の加盟団体を経て、加盟団体会長名で提出しなければならない。

30 走路および助走路の全天候舗装の厚さが規定に合致しているかを、本連盟検定員が確認する。

31 派遣費用は、申請者が負担する。旅費は、本連盟の定める旅費規程に準ずる。

新設第2種公認陸上競技場

1 トラックは8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。

2 障害物競走の水濠は、レーンの内側または外側に設置する。水濠の部分の走路の厚さは25mm以上とする。

3 トラック内のマーキングは、必要最小限とする。

跳躍場

4 第1曲走路側の半円部分をAゾーン、第2曲走路側の半円部分

をBゾーンと称し、トラックの半径の2つの中心点を結んだ線の延長上の全天候舗装部分は、原則として長さはいずれかを25m以上とし、助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

- 5 走幅跳、三段跳の助走路ならびに砂場は、メインスタンド側またはバックスタンド側（インフィールドでもよい）に6カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 6 棒高跳の助走路ならびにボックスは4カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

投てき場

- 7 投てき用芝生は、投てき距離が十分であるようスペースを確保する。多目的競技場の仕様を意図するときは、延長最大106m×73mとする。
- 8 砲丸投は、AゾーンまたはBゾーンのいずれかに扇形の投てきエリアを設置する。その他、芝生に投てきするサークルを1カ所以上つくることができる。
- 9 ハンマー投、円盤投のサークルは兼用型でもよいが、2カ所設置する。砲丸投のサークルと兼ねてはならない。
- 10 ハンマー投の囲いのパネルの高さは9m、7mとする。円盤投の囲いは従来通りであるが、ハンマー投の囲いで兼ねることができる。
- 11 やり投の助走路の末端は、やりが構造物と接触しないようにする。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。半円より外側の助走路の厚さは13mmでもよい。

構造物

- 12 レーンの外側からスタンドまでは極力近づける。ただし、スタンドから競技全体が見わたせ、死角が生じないように配慮する。
- 13 メインスタンド側のダッグアウトの幅は2m程度が望ましく、また床のレベルはグラウンドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。

- 14 ダッグアウトの天井の高さは最低2m300以上が望ましい。
- 15 メインスタンドの中央廊下の幅は3m以上が望ましい。
- 16 高齢者、身障者に配慮し、車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。
- 17 第2種公認陸上競技場に必要な器材が完全に収容できる用器具庫を設置する（多目的としての用器具庫は別途考慮する必要がある）。用器具庫の出入口の、高さ、間口はマット等の出し入れに支障のないようにする。床はグランドレベルにする。
- 18 夜間照明設備があることが望ましい。また移動式でもよいが、フィニッシュラインの付近は写真判定に支障のない明るさを必要とする。
- 19 電光掲示盤があることが望ましい。第2種公認陸上競技場で開催し得る競技会の条件として電光掲示盤を必要とするときは、仮設でもよい。常設にあたっては本連盟と事前に協議されたい。
- 20 スタンドの上層部には放送室、指令室、電光掲示盤があるときは操作室等を設け、同一レベルに隣り合わせて写真判定室らびに装置を設置する。また、下層部には、情報処理室、コピー室、医務室、ドーピング検査室等、競技会運営上、最も使用しやすい場所に設ける。
- 21 記者席は仮設でもよいが、フィニッシュライン上方の観覧席に設置し、電話、モニター等の設置が可能な施設とする。
- 22 大規模競技会では、監視カメラ（12カ所）を必要に応じて用意する。
- 23 観客の収容数は5,000人以上（芝生を含む）とする。少なくともメインスタンドは、1,000人程度で屋根付きを希望する。多目的競技場として必要な収容数は、別に定めればよい。
- 24 メインスタンドまたはバックスタンド側に雨天走路を設置することが望ましい。
- 25 役員、補助員等の休憩の場を確保することが望ましい。

その他の施設

- 26 全天候舗装の補助競技場があることが望ましい。
- 27 投てき練習場が主競技場の近くにあることが望ましい。
- 28 主競技場と補助競技場の相対関係（動線）を十分考慮し、とく

に招集所とその付近の仮設トイレ等を含めた施設づくりをする。

その他

- 29 陸上競技場の設置についての計画、公認陸上競技場としての認定に必要とされる申請は、その所在地の加盟団体を経て、加盟団体会長名で提出しなければならない。
- 30 走路および助走路の全天候舗装の厚さが規定に合致しているかを、本連盟検定員が確認する。
- 31 派遣費用は、申請者が負担する。旅費は、本連盟の定める旅費規程に準ずる。

既設第2種公認陸上競技場

競走路

- 1 トラックは8レーンまたは9レーンとする。走路の厚さは13・以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。
- 2 障害物競走の水濠は、内側または外側に設置する。水濠の部分の走路の厚さは25mm以上とする。
- 3 トラック内のマーキングは、必要最小限とする。

跳躍場

- 4 第1曲走路側の半円部分をAゾーン、第2曲走路側の半円部分をBゾーンと称し、トラックの半径の2つの中心点を結んだ線の延長上の全天候舗装部分は、原則として長さはいずれかを25m以上とし、助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 5 走幅跳、三段跳の助走路ならびに砂場は、メインスタンド側またはバックスタンド側（インフィールドでもよい）に6カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 6 棒高跳の助走路ならびにボックスは4カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

投てき場

- 7 投てき用芝生は、投てき距離が十分であるようスペースを確保する。多目的競技場の仕様を意図するときは、延長最大106m×73mとする。
- 8 砲丸投は、AゾーンまたはBゾーンのいずれかに扇形の投てきエリアを設置する。その他、芝生に投てきするサークルを1カ所以上つくることできる。
- 9 ハンマー投、円盤投のサークルは兼用型でもよいが、2カ所設置する。砲丸投のサークルと兼ねてはならない。
- 10 ハンマー投の囲いのパネルの高さは9m、7mとする。円盤投の囲いは従来通りであるが、ハンマー投の囲いで兼ねることができる。
- 11 やり投の助走路の末端は、やりが構造物と接触しないようにする。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。半円より外側の助走路の厚さは13mmでもよい。

構造物

- 12 レーンの外側からスタンドまでは極力近づける。ただし、スタンドから競技全体が見わたせ、死角が生じないように配慮する。
- 13 メインスタンド側のダッグアウトの幅は2m程度が望ましく、また床のレベルはグラウンドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。
- 14 ダッグアウトの天井の高さは最低2m300以上が望ましい。
- 15 メインスタンドの中央廊下の幅は3m以上が望ましい。
- 16 高齢者、身障者に配慮し、車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。
- 17 第2種公認陸上競技場に必要器具が完全に収容できる用器具庫を設置する（多目的としての用器具庫は別途考慮する必要がある）。用器具庫の出入口の高さ、間口はマット等の出し入れに支障のないようにする。床はグラウンドレベルにする。
- 18 夜間照明設備があることが望ましい。また移動式でもよいが、フィニッシュラインの付近は写真判定に支障のない明るさを必要とする。
- 19 電光掲示盤があることが望ましい。第2種公認陸上競技場で開

- 催し得る競技会の条件として電光掲示盤を必要とするときは、仮設でもよい。常設にあたっては本連盟と事前に協議されたい。
- 20 スタンドの上層部には放送室、指令室、電光掲示盤があるときは操作室等を設け、同一レベルに隣り合わせて写真判定室ならびに装置を設置する。また、下層部には、情報処理室、コピー室、医務室、ドーピング検査室等、競技会運営上、最も使用しやすい場所に設ける。少なくとも、写真判定室と審判長との間にはインカムを必要とする。
 - 21 記者席は仮設でもよいが、フィニッシュライン上方の観覧席に設置し、電話、モニター等の設置が可能な施設とする。
 - 22 大規模競技会では、監視カメラ（12カ所）を必要に応じて用意する。
 - 23 観客の収容数は5,000人以上（芝生を含む）とする。少なくともメインスタンドは、1,000人程度で屋根付きを希望する。多目的競技場として必要な収容数は、別に定めればよい。
 - 24 メインスタンドまたはバックスタンド側に雨天走路を設置することが望ましい。
 - 25 役員、補助員等の休憩の場を確保することが望ましい。

その他の施設

- 26 全天候舗装の補助競技場があることが望ましい。
- 27 投てき練習場が主競技場の近くにあることが望ましい。
- 28 主競技場と補助競技場の動線や招集所付近の施設等については、開催競技会の規模により、新設第2種公認陸上競技場の仕様に示されているように設置できればよい。

その他

- 29 陸上競技場の改修・改造についての計画、公認陸上競技場としての認定および改修などに必要とされる申請は、その所在地の加盟団体を経て、加盟団体会長名で提出しなければならない。
- 30 走路および助走路の全天候舗装の厚さが規定に合致しているかを、本連盟検定員が確認する。
- 31 派遣費用は、申請者が負担する。旅費は、本連盟の定める旅費規程に準ずる。

- 付則 1 「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」を2010年12月3日に改正し、2011年4月1日以降に適用する。
- 2 「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」における規程に不都合の競技場は「B競技場」とし、改善を指導するが、善処されない場合は降格の対象とする。
- 3 第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様を適正に運用するため、2017年4月以降は、「B競技場」の扱いは解消する。

現在「B競技場」該当で基本仕様に合致していないところは、2017年3月末日までに基本仕様に合致させる。合致していない場合は降格とする。

◆ B競技場とする項目 ◆

【第1種公認陸上競技場】

基本仕様 5・6・7・8・9・10・23・24・26

【第2種公認陸上競技場】

基本仕様 5・6・7・8・9・10・23

その他の項目については、検定時に基本仕様への合致を指導するものとする。

| | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 1994年11月 制定 | 1995年4月1日 施行 | 1996年3月 修正 |
| 1998年3月 修正 | 1998年10月1日 修正 | 2001年3月 修正 |
| 2003年3月 修正 | 2003年12月2日 改正 | 2004年4月 修正 |
| 2007年4月 修正 | 2010年4月1日 修正 | 2010年12月3日 改正 |
| 2012年12月13日 改正 | 2014年4月1日 修正 | |
| 2020年4月1日 修正 | | |

||